

# 日本税関労働組合 組合費免除規則

## （根拠）

第1条 この規則は、日本税関労働組合同約（以下「規約」という。）第39条第4項に基づき定める。

## （目的）

第2条 この規則は、組合員の傷病や災害等により、組合費納入による経済的負担について免責することを目的とする。

## （組合費の免除）

第3条 次のいずれかに該当する場合は、規約第39条第1項の組合費を免除し又は免除することができる。

- （1）長期療養者で俸給が半減又は休職となった場合（病気休暇90日取得し、引き続き勤務しないことにより俸給が半減又は休職となった組合員）
  - （2）育児休業、介護休暇を取得した場合は、育児休業、介護休暇を取得した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合は、その日の属する月）から終了した日の属する月までの間の組合費。但し、これにより免除できないときは、取得した月の翌月の組合費とする。
  - （3）天災、その他、組合費を免除すべきと認められる事由が生じた場合で、中央執行委員会の承認を経た場合は、その事由が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合は、その日の属する月）からその事由の消滅した日の属する月までの間の組合費。
- 2 本条の免除は、免除事実発生の日又は事実の終了の日のいずれか遅い日から起算して2年以上経過した場合には免除しない。

## （免除の手続）

第4条 組合費の免除を受けようとする組合員は、「組合費免除申請書」に免除理由を証する公的書類等の写しを添えて、日本税関労働組合中央執行委員長に申請しなければならない。

## （免除事由等の変更）

第5条 組合費の免除を受けた組合員は、免除事由の変更、終了がある場合、速やかに当該組合員の属する地区本部執行委員長に申し出なければならない。

## （免除の報告）

第6条 前二条の申し出及び申請を受けた地区本部執行委員長は、直ちに中央執行委員長へ報告しなければならない。

## （協議事項）

第7条 その他組合費の免除に関する事項で、本規則に定めのないものは、中央執行委員会で協議し決定するものとする。

## （改廃）

第8条 この規則は、大会の審議を経なければ改廃することができない。

附 則（平成20年9月25日 第49回大会）

- 1 この規則は、平成20年9月27日から施行する。

## **日本税関労働組合 組合費免除規則**

附 則（平成 24 年 9 月 22 日 第 53 回大会）

- 1 この規則は、平成 24 年 9 月 23 日から施行する。

附 則（平成 25 年 9 月 21 日 第 54 回大会）

- 1 この規則は、平成 25 年 9 月 22 日から施行する。

附 則（平成 27 年 9 月 19 日 第 56 回大会）

- 1 この規則は、平成 27 年 9 月 20 日から施行する。

# 日本税関労働組合 組合費免除規則

年 月 日

日本税関労働組合  
中央執行委員長 殿

## 組合費免除申請書

私は、日本税関労働組合組合費免除規則第4条に基づき、組合費の免除を申請します。

該当事由： （ ） 長期療養者で病気休暇の取得日数が90日を超え俸給が半減又は休職した  
（ ） 育児休業又は介護休暇を取得した  
（ ） その他免除を申請する理由

---

---

氏 名： \_\_\_\_\_ 印

※ 該当事由に○印を入れ、人事異動通知書、給与明細、育児休業承認申請書、介護休暇申請書等公的書類等の写しを添付して記名押印の後、提出してください。